

広島市環境影響評価条例に基づく技術指針の改定について

1 経緯

広島市環境影響評価条例（以下「条例」という。）における調査、予測及び評価の項目は、大気質や水質、動植物等としており、放射性物質については、環境影響評価法（以下「法」という。）に準じて、適用除外規定を設けて取り扱わないこととしている。

しかし、平成23年の福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質による環境の汚染が課題となったことから、国においては、平成25年6月に放射性物質の適用除外規定を削除する法改正を行い、環境影響評価手続の対象に放射性物質による環境の影響を含めることとなった（施行日：平成27年6月1日）。

また、調査、予測及び評価の項目並びに手法を定めた主務省令も、平成26年6月に改正された基本的事項（調査、予測及び評価の項目並びに手法について、法の対象事業全てに共通する基本となるべき考え方を示した告示）を踏まえて、平成27年3月を目途に改正される予定である。（別紙1、2参照）

2 今後の本市の対応

- (1) 法の改正を受けて、放射性物質の適用除外規定を削除する条例改正を予定している。
- (2) 条例改正と合わせて、調査、予測及び評価の項目並びに手法を定めた技術指針について、主務省令の改正の内容を踏まえて、放射性物質に関する改定を行う。

⇒（審議事項）

3 今後のスケジュール

- (1) 第1回審査会（平成27年1月30日）
 - 概要の説明
- (2) 第2回審査会（平成27年4月以降（主務省令改正後））
 - 諮問
 - 技術指針（案）の提示
- (3) 第3回審査会
 - 答申

[参考]

広島市環境影響評価条例（抜粋）

（技術指針の策定等）

第6条 市長は、環境影響評価及び事後調査が、科学的知見に基づき適切に行われるようにするため、次に掲げる事項を記載した技術上の指針（以下「技術指針」という。）を策定するものとする。

- (1) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (2) 環境の保全のための措置
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境影響評価及び事後調査に関する事項

2 第4条第2項及び第3項の規定は、技術指針について準用する。

第4条 （略）

2 市長は、環境配慮指針を定め、又は変更しようとするときは、広島市環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

3 市長は、環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（適用除外）

第44条 この条例の規定は、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）及び土壌の汚染については、適用しない。

2 （略）

3 （略）

放射性物質による環境の汚染の防止のための 関係法律の整備について

背景（環境基本法の改正）

- 従来、環境基本法は、放射性物質による大気汚染等の防止のための措置について、原子力基本法やその関係法律の枠組みの中で適切に処理されることを前提として、これらの法律に対応を委ねていた。
- しかし、平成23年の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射性物質が一般環境中に放出。



- 環境法体系の下で放射性物質による環境の汚染の防止のための措置を行うことができることを明確に位置づけるため、平成24年通常国会において成立した原子力規制委員会設置法の附則により、環境基本法について、放射性物質による大気等の汚染の防止について原子力基本法等に対応を委ねている規定が削除された。

個別環境法の改正内容

放射性物質による環境の汚染を防止するため、放射性物質に係る適用除外規定を有する環境影響評価法等の関係法律について平成25年6月21日改正され、当該規定が削除された。

<環境影響評価法>（施行日：平成27年6月1日）

放射性物質による環境汚染に係る適用除外規定を削除し、環境影響評価手続の対象に放射性物質による環境への影響が含められた。

<大気汚染防止法、水質汚濁防止法>（施行日：平成25年12月20日）

放射性物質による大気汚染及び水質汚濁に係る適用除外規定を削除するとともに、環境大臣が放射性物質による大気汚染及び水質汚濁に係る常時監視を行う規定が設けられた。

<南極地域の環境の保護に関する法律>（施行日：平成26年6月1日）

放射性物質による環境汚染に係る適用除外規定を削除し、南極地域活動計画の確認の対象に放射性物質による環境への影響が含められた。

※なお、以上に掲げる法律以外の放射性物質による環境汚染に係る適用除外規定を有する個別環境法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律、土壌汚染対策法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律等）については、放射性物質汚染対処特措法との関係や施行状況などを踏まえた検討が必要であることから、同法の見直し規定も踏まえて、別途検討することとなった。

新旧対照表（環境基本法・環境影響評価法）

<p>2 第五十二条 (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>平成25年6月21日改正 (平成27年6月1日施行)</p>	<p>3 2 第五十二条 この法律の規定は、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁 (水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。) 及び土壌の汚染については、適用しない。</p> <p>(適用除外等)</p> <p>改正前</p>
<p>○環境影響評価法</p>	<p>第十三条 削除</p> <p>第十三条 放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法 (昭和三十年法律第百八十六号) その他の関係法律で定めるところによる。</p> <p>改正前</p>
<p>○環境基本法 (抜粋)</p> <p>平成24年6月27日改正 (平成24年9月19日施行)</p>	<p>(放射性物質に大気の汚染等の防止)</p> <p>第十三条 放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法 (昭和三十年法律第百八十六号) その他の関係法律で定めるところによる。</p> <p>改正前</p>

新旧対照表（大気汚染防止法・水質汚濁防止法）

○大気汚染防止法（抜粋）	
<p>平成25年6月21日改正（平成25年12月20日施行）</p> <p>（常時監視） 第二十二條</p> <p>3] 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質（環境省令で定めるものに限る。第二十四條第二項において同じ。）による大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。</p> <p>（適用除外等） 第二十七條</p>	<p>改正前</p> <p>（常時監視） 第二十二條</p> <p>3] 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質（環境省令で定めるものに限る。第二十四條第二項において同じ。）による大気の汚染及びその防止については、適用しない。</p>
○水質汚濁防止法（抜粋）	
<p>平成25年6月21日改正（平成25年12月20日施行）</p> <p>（常時監視） 第十五條</p> <p>3] 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質（環境省令で定めるものに限る。第十七條第二項において同じ。）による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。</p> <p>（適用除外等） 第二十三條</p>	<p>改正前</p> <p>（常時監視） 第十五條</p> <p>第二十三條 この法律の規定は、放射性物質による水質の汚濁及びその防止については、適用しない。</p>

環境影響評価法における基本的事項の改正等について（放射性物質関係）

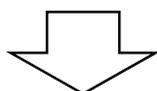
環境影響評価法の規定に基づいて定めるもの

基本的事項

- 基本的事項とは、調査、予測及び評価の項目並びに手法について、法の対象事業全てに共通する基本となるべき考え方を示したもので、環境大臣が定める。
- 放射性物質に関する基本的事項の改正は、平成26年6月に行われた。

【改正内容】

- ・ 調査、予測及び評価の項目に、一般環境中の放射性物質を追加。
- ・ 放射性物質による環境の汚染の状況の把握は、放射線の量で行うことを規定。



主務省令

- 基本的事項を踏まえ、調査、予測及び評価の項目並びに手法について、発電所や廃棄物最終処分場等の事業種ごとに各主務大臣*が主務省令で定める。

※事業種ごとの主務大臣の例

- ・ 発電所事業：経済産業大臣
- ・ 廃棄物最終処分場事業：環境大臣

- 放射性物質に関する主務省令の改正は、平成27年3月を目途に行われる予定である。

【主な改正内容（予定）】

- ・ 調査、予測及び評価の項目に、一般環境中の放射性物質を追加。
- ・ 放射性物質に係る調査、予測及び評価の手法を追加。

技術ガイド

- 技術ガイドとは、放射性物質に係る環境影響評価を行う際に参考となる調査、予測及び評価の具体的な手法や環境保全措置の内容をまとめたもので、環境省が作成する。
- 技術ガイドの作成は、平成27年3月を目途に行われる予定である。

【主な内容（予定）】

- ・ 調査、予測及び評価の項目の選定における考え方
- ・ 調査、予測及び評価の具体例